特定施設の種類及び能力ごとの数 特 定 施 設 の 使 用 の 方 法

年 月 日

練馬区長 殿

届出者

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

振動規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類及び能力ごとの数の変更について特定施設の使用の方法の変更について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称						整理	番号				
工場又は事業場の所在地						受理与	月 日		年	月	日
						施設	番号				
						審査	結 果				
						備	考				
特定施設の種類	型式	公称能力	数			使用開	月始 時	刻	使用終	了眼	詩刻
			変更前	変更後		変更前 (時・分)	変更後 (時・分)		変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	

- 備考 1 特定施設の種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法に変更がある場合であって も、振動規制法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該 特定施設の種類については、記載しないこと。
 - 2 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、八等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 - 3 印の欄には、記載しないこと。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。